

TAKAHAMASHI

SHO

【高浜市商工会報】

KOKAI NEWS

vol.266

発行/高浜市商工会

〒444-1333

愛知県高浜市沢渡町 4-6-2

TEL (0566) 53-1827

FAX (0566) 53-5661

HP:<https://www.takahama-shokokai.com>

E-mail:takahamaskk@katch.ne.jp



2022.11.10

高浜市商工会会員数 = 955事業所 (令和4年9月16日現在)

会費納入のお願い

平素は、当商工会の事業活動に対しまして深いご理解とご協力を賜り心から厚くお礼申し上げます。商工会費(令和4年度後期分)を11月30日に、口座振替、または、納付書にて請求させていただきます。口座振替に変更をご希望の方は、高浜市商工会(☎0566-53-1827)までご連絡いただきますようお願いいたします。また、代表者変更や、住所変更等ありましたら、ご連絡をお願いいたします。

○商工会は税務、経理を的確にサポートします。

持続化給付金、融資相談等で売上帳など財務諸表の提出を求められる機会が増えております。商工会では個人事業者に代わって、財務諸表や決算書をコンピューターで作成し、データをもとに経営改善の提案、節税対策のアドバイス、確定申告のお手伝いをします。正確な記帳を求められる、消費税インボイス制度も始まります。

手数料等につきましては商工会までお問い合わせください。

○記帳継続指導

毎月1回、商工会に手書きの帳簿類、または自主会計ソフトを持参していただき、税理士会から推薦された税理士が記帳の仕方から決算まで丁寧に指導します。(指導期間：原則1年)

○記帳機械化指導(パソコン会計)

1ヶ月分の取引の記録(出納帳、振替帳など)を持参していただき、その伝票を確認し、商工会にてパソコン会計処理をします。(指導期間：お申し出がない限り毎年継続になります)

※費用等詳細に関しては高浜市商工会(0566-53-1827)までお問い合わせください。

※対象者は小規模事業者に限ります。(所得について条件があります)

中小企業倒産防止共済制度

経営セーフティ共済



中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で **最高8,000万円** まで貸付け
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年~7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。
- 2 貸付条件は **無担保・無保証人**
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 掛金は税法上 **損金(法人)または必要経費(個人事業)** に
掛金月額は、5千円~20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

チャットボット なら24時間・365日お問い合わせにお答えします

Be a Great Small.
中小機構

共済相談室 TEL.050-5541-7171
【受付時間】 平日 9:00~17:00

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又は
ホームページからご確認ください。

経営セーフティ共済 検索

加入・掛金のご質問は
こちらをクリック
24時間いつでも
チャットで質問可能です



経営セーフティ共済

2021.6

ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口 開設中

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

＼こんな悩みにお応えします／

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特徴

1 経営者のための退職金制度

個人事業主(共同経営者を含む)や小規模企業の会社経営者及び役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

得

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします



他にもこんな
特徴が
あります。

契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

詳しくはこちら▼



Be a Great Small.
中小機構

お電話によるお問い合わせ〈共済相談室〉

050-5541-7171

(平日) 午前9時～午後5時

独立行政法人

中小企業基盤整備機構 中部本部

〒460-0003 名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル4階

TEL : 052-202-0435

小規模共済

検索

2022.7